## 独立行政法人放射線医学総合研究所が行う契約に係る情報の公表について

平成23年 6月10日 独立行政法人放射線医学総合研究所

## 第1 公表の対象

1 公表の対象となる契約

独立行政法人放射線医学総合研究所(以下、「(独)放医研」という。)の支 出の原因となる契約を対象とする(競争性のない随意契約のみならず、一般競 争入札等(競争入札及び企画競争・公募)も含む。)。

ただし、次に掲げるものに該当する場合を除く。

- ① 予定価格が独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則第26 条第1項第9号、第10号、第11号又は第14号のそれぞれの金額を超えない契約
  - (注) 上記の各号で規定する金額

第9号: 工事又は製造の請負の場合、250万円。

第10号:財産の買入れの場合、160万円。

第11号:物件の借入れの場合、80万円。

第14号:上記以外の場合、100万円。

- ② 光熱水費、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- 2 公表の対象となる契約先

次の①及び②のいずれにも該当する契約先を対象とする。

- ① (独)放医研において役員を経験した者が再就職していること、又は(独)放 医研において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職して いること
  - (注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を 有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言するこ となどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
    - 2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。
- ② (独)放医研との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - (注)総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務

諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業 年度における取引の実績によることとする(第2において同じ。)。

## 第2 公表されるべき情報

(独)放医研は、前記第1に掲げる公表の対象に該当する契約及び契約先に関し、 契約ごとに、別途公表することとされている物品役務等の名称及び数量、契約締 結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 前記第1の2①に該当する再就職者の人数、職名及び(独)放医研における 最終職名
- ② 契約を行う(独)放医研との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める、(独)放医研との間の取引高の割合が、次の 区分のいずれかに該当する旨
  - ・3分の1以上2分の1未満
  - ・2分の1以上3分の2未満
  - ・3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## 第3 公表の時期、方法等

1 前記第2に掲げる情報は、契約を締結した日の翌日から起算して原則として 72日以内に公表する。

ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約について は原則として93日以内に公表する。

- 2 公表は、(独)放医研のホームページ上で行う。
- 3 本通知に係る措置を講ずることについては、(独)放医研のホームページ、 契約に係る入札公告等にその旨を記載する。

以上